

ID: 15

担当部署: 総務部 納税課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 第1条		
例規番号	昭和35年条例第210号		
<p>【基準】 第1条及び第2条の規定による。 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の公法上の市税外収入金(以下「税外収入金」という。)の納入を督促したときは、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。 (督促手数料及び延滞金の額) 第2条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。 2 延滞金の額は、納入通知書1通の金額(1,000円未満の端数又はその全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満の端数又はその全額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日